

1 対象となる社会福祉法人

名称 社会福祉法人ぐらんま  
所在地 東京都練馬区貫井三丁目 11 番 15 号  
代表者 理事長 大野 裕子  
実施事業 第二種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）  
認可日 平成 31 年 3 月 27 日

2 特別監査の概要

実施日 令和 3 年 9 月 24 日  
実施場所 法人本部  
文書指摘事項（令和 3 年 11 月 2 日結果通知）および改善状況（令和 4 年 5 月 27 日改善状況報告書受理）

文書指摘事項	改善状況
ア 業務執行に対する内部牽制が適正に運営されていない。	改善済
（確認した事実） 理事会による業務執行の監督や監事による監査など、法人運営や会計処理等を適正に執行するための内部牽制の仕組みが有効に機能していない。	（改善策） 理事長と会計監事を変更するとともに、理事に外部人材を加え、理事会のチェック体制を強化した。
イ 規程に基づかない退職金を支給（特別の利益供与）している。	改善済
（確認した事実） 退職金規程が作成されていないにもかかわらず、職員を兼務していた理事 2 名に職員退職金を支払っていた。	（改善策） 中小企業退職金共済制度に準じた退職金規程を作成し、適正に退職金が支給できるよう改善した。規程に基づかない退職金については、法人への返還を求める。
ウ 給与規程に従った事務処理を一部行っていない。	改善済

<p>(確認した事実)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人内部での取り決めはあったものの、給与規程で定めた額を超えて、施設長手当を支払っていた。</li><li>・ 給与規程で手当名を定めているものの、支給額を定めずに事務局手当を支払っていた。</li></ul>	<p>(改善策)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 規程を改正し、施設長手当の額を法人内部で取り決めた額にした。</li><li>・ 規程を改正し、事務局手当の支給額を明記した。</li></ul>
---	--